



平成 28 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名 トラストホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜久田 匡宏
(コード番号：3286 東証マザーズ・福証Q-Board)
問合せ先 専務取締役 矢羽田 弘
(TEL. 092-437-8944)

調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 4 日に公表いたしました「当社連結子会社による不正な会計操作について」に記載の通り、当社連結子会社による広告宣伝費の計上時期の繰り延べ行為を行っていたことが判明したため、調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会から調査結果を記載した調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」の通りです。

2. 今後の対応

(1) 過年度決算の訂正について

調査委員会の調査結果を受け、調査報告書 P. 11 (3) アの内容を反映した、平成 28 年 6 月期の有価証券報告書、第 2 四半期報告書及び第 3 四半期報告書の訂正報告書等の提出並びに同期間における決算短信及び四半期決算短信の訂正は、平成 29 年 6 月期第 1 四半期報告書の延長後の提出期限である、平成 28 年 12 月 14 日までに公表いたします。

(2) 平成 29 年 6 月期第 1 四半期決算発表等について

平成 29 年 6 月期第 1 四半期決算短信の開示及び平成 29 年 6 月期第 1 四半期報告の提出につきましても、平成 28 年 12 月 14 日までに公表いたします。

(3) 再発防止策について

調査委員会からの調査結果及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策はまとも次第、速やかに公表いたします。

(4) 関係者の処分について

調査報告書の内容を厳粛に受け止め、厳正に処分を行います。処分につきましては決まり次第公表いたします。

株主・投資家の皆様、市場関係者の皆様及び取引先の皆様にも、多大なご迷惑をおかけいたしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上

平成 28 年 12 月 6 日

トラストホールディングス株式会社
代表取締役社長 喜久田 匡宏 殿

調 査 報 告 書

トラストホールディングス株式会社 調査委員会

委員長（社外取締役） 木 下 敏 之

委 員（社外監査役） 市 原 一 也

委 員（社外監査役） 江 口 秀 人

委 員（社外監査役） 梁 井 純 輔

委 員（管理部部長） 北 嶋 重 晴

委 員（弁 護 士） 熊 谷 善 昭

委 員（公認会計士） 寺 崎 晋 介

本調査報告書は、トラストホールディングス株式会社の連結子会社であるトラストネットワーク株式会社において発覚した不適切な会計処理に関して、トラストホールディングス株式会社が平成 28 年 11 月 4 日に設置した調査委員会が実施した調査の結果を報告するものである。

本委員会が行った調査は、関係者からの協力を前提とする任意の調査であり、本調査の結果及び本調査報告書の記載内容は、調査期間内に本委員会が実施した調査の範囲内で判明したものに限定され、調査の過程で開示若しくはアクセスのなかった資料又は事実が存する場合には、修正・追加して記載すべき事項が存在する可能性がある。

本調査報告書を閲覧・利用される場合には、上記事項を十分に認識の上、自らの責任で判断を行うものと看做されることに留意されたい。

目 次

第 1	調査委員会の概要.....	4
1	調査委員会設置の経緯	
2	本委員会の構成	
3	本委員会の目的	
4	調査期間	
5	調査方法	
第 2	調査結果.....	6
1	本件不適切会計処理に関する事実関係	
2	本件不適切会計処理の発生原因	
3	TNW 社及び他のグループ各社における類似事象の有無	
第 3	再発防止策の提言.....	17
1	コンプライアンス体制の強化	
2	グループ会社の管理体制の強化	
3	監査機能の強化	
4	取引先との関係の適正化	
第 4	関与者・TNW 社の他の役員・当社の役員の責任.....	20
1	関与者の責任	
2	TNW 社の他の役員及び当社の役員の責任	

第1 調査委員会の概要

1 調査委員会設置の経緯

平成28年10月、トラストホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の連結子会社であるトラストネットワーク株式会社（以下「TNW社」という。）のウォーター事業に関する月例会議において、当社が管理指標として重要視しているCPO（コストパーオーダー／1件注文を得るためにかかった費用）について、平成28年7月以降、通常月より大幅に悪化していることが判明した。

TNW社の担当者に対して説明を求めたところ、取引先の某社（以下「甲社」という。）に依頼して、平成28年6月に計上すべき広告宣伝費の請求を平成28年7月以降に繰り延べてもらったとの回答があったため、当社の社内調査チームによる調査を実施し、TNW社担当者及び甲社に対するヒアリング等を行った結果、上記の繰延べが事実であると判断された。また、併せて、平成27年12月に計上すべき広告宣伝費を平成28年1月以降に繰り延べした可能性があることも判明した。

これを受けて、当社は、平成28年11月4日開催の取締役会において、TNW社における平成28年6月期第2四半期（平成27年10月～）以降の広告宣伝費に関する不適切な会計処理（以下「本件不適切会計処理」という）について調査すべく、本調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置することを決定・開示し、同日より、本件不適切会計処理に関する事実調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

なお、当社は、社内調査チームによる調査結果を踏まえて、本件調査においては、本件不適切会計処理のほか、同期間におけるTNW社の全事業（本ウォーター事業、不動産事業、アミューズメント事業）及び当社グループの主力事業である駐車場事業における類似事象の有無についても調査の対象とすることとした。

2 本委員会の構成

本委員会の構成は次のとおりである。

- ・ 委員長 木下敏之（当社社外取締役）
- ・ 委員 市原一也（当社社外監査役／常勤）
- ・ 委員 江口秀人（当社社外監査役）
- ・ 委員 梁井純輔（当社社外監査役）
- ・ 委員 北嶋重晴（当社管理部部長）
- ・ 委員 熊谷善昭（弁護士／徳永・松崎・斉藤法律事務所）
- ・ 委員 寺崎晋介（公認会計士／株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス）

3 本委員会の目的

本委員会の目的は、本件不適切会計処理に係る事実関係を解明するとともに、平成28年6月期第2四半期（平成27年10月～）以降のTNW社の全事業（本ウォーター事業、不動産事業、アミューズメント事業）及び当社グループの主力事業である駐車場事業を中心として当社グループにおいて類似の事象が存在しないかを調査し、併せて本件不適切会計処理の原因究明と再発防止策の提言を行うものである。

4 調査期間

本委員会は、平成28年11月4日から12月5日までの間、関係者からのヒアリング等による調査を実施し、委員会を5回開催して、平成28年12月6日に本調査報告書を代表取締役社長喜久田匡宏殿に提出した。

5 調査方法

(1) 本件不適切会計処理について

ア 各種帳票その他の書類の調査・分析

TNW社の各種帳票、甲社に対する請求書やTNW社と甲社の会議資料その他の書類についての調査・分析を行った。

イ 関係者へのヒアリング

本件不適切会計処理の関係者である以下の6名に対してヒアリングを行って、事実関係についての詳細な聞き取りをした。

【TNW社】

- ① 代表取締役社長 A 氏（以下「A 社長」という）
- ② トラストウォーター事業部部長 B 氏（以下「B 部長」という）
- ③ 同部係長 C 氏（以下「C 係長」という）

【甲社】

- ④ 代表取締役会長 D 氏（以下「D 会長」という）
- ⑤ 代表取締役社長 E 氏（以下「E 社長」という）
- ⑥ 担当者 F 氏（以下「F 氏」という）

また、当社の子会社管理の仕組み及び運用状況に関して、当社の代表取締役会長（兼 TNW 社代表取締役会長）である渡邊靖司氏、当社代表取締役社長である喜久田匡宏氏及び当社専務取締役（兼 TNW 社取締役）である矢羽田弘氏に対するヒアリングも行った。

ウ 関係者の電子メールの内容に関する調査

本件不適切会計処理の関係者のメールを検証し、本件不適切会計処理に係る事実関係の裏付け調査をした。

(2) TNW 社の全事業及び当社グループの駐車場事業における類似事象の有無について

ア 各種帳票の調査・趨勢分析

各種帳票についての調査・分析を行い、主要な勘定科目に関し趨勢分析を実施し、異常値の有無等について検証した。

イ ヒアリング・確認書による調査

経理担当者へのヒアリングを実施し、また、代表取締役社長（TNW 社については代表取締役会長）に対して確認書を送付して不正が疑われる事項の有無について確認する形式のアンケート調査を実施した。

(3) その他の当社グループ各社における類似事象の有無について

当社グループ各社の経理担当者へのヒアリングを実施し、また、各社の代表取締役社長に対して確認書を送付して不正が疑われる事項の有無について確認する形式のアンケート調査を実施した。

第2 調査結果

1 本件不適切会計処理に関する事実関係

(1) 当社及び TNW 社の組織、当社のグループ管理・TNW 社に対する管理の実態

ア 当社の組織

(ア) 当社は、別紙1「組織図（トラストグループ）」のとおり、TNW 社を含む連

結子会社 12 社の持ち株会社である。

- (イ) 当社は、会社法に定める取締役会設置会社、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社である。

当社の組織は、別紙 2「組織図（トラストホールディングス株式会社）」のとおりである。

イ TNW 社の組織

TNW 社は、会社法に定める取締役会設置会社及び監査役設置会社であり、当社が 100%出資する株式会社である。

TNW 社の組織は、別紙 3「組織図（トラストネットワーク株式会社）」のとおりである。

ウ 当社のグループ各社の管理

- (ア) グループ各社の代表取締役社長の兼任について

連結子会社 12 社のうち、TNW 社、トラストアセットパートナーズ株式会社、株式会社ジーエートラスト及び T&LIFE CO.,LTD.以外の 8 社については、当社の代表取締役会長である渡邊靖司氏が代表取締役社長を兼任し、株式会社ジーエートラストについては、当社の専務取締役である矢羽田弘氏が代表取締役社長を兼任しているが、TNW 社、トラストアセットパートナーズ株式会社及び T&LIFE CO.,LTD.の代表取締役社長は、当社の役員を兼務していない。

これは、当初、渡邊靖司氏が全社の代表取締役社長を兼務していたが、後継者育成のために、当社、トラストパーク株式会社、TNW 社、トラストアセットパートナーズ株式会社及び株式会社ジーエートラストの 5 社について、それぞれ代表取締役社長を就任させ、当社及びグループ各社の管理部門を担う株式会社ジーエートラスト以外の 3 社の代表取締役社長については、当社の役員を兼務させずに各社の事業に専念させたという経緯のためである（なお、トラストパーク株式会社については、その後、渡邊靖司氏が代表取締役社長に復帰した。また、平成 27 年 12 月に TNW 社の子会社として韓国に設立した T&LIFE CO.,LTD.については、親会社である TNW 社の代表取締役社長である A 社長が兼任した。）。

この点に関して、他の連結子会社については、代表取締役社長を当社の取締役が兼務し、重要事項の決裁を行っていることから、当社の直接的な管理下にあると評価できることと比較すると、TNW 社については、代表取締役社長が当社の取締役ではなく、当社の管理が相対的に弱かったとも評価できる。

しかしながら、子会社の代表取締役社長について親会社の取締役が兼務しないこと自体は何ら特殊なものではなく、また、当社の取締役が TNW 社の代表取締役会長（渡邊靖司氏）及び取締役（矢羽田弘氏）を兼務するなど一定の管理を及ぼしていることからしても、体制自体に問題があったとは評価できない。

(イ) グループ各社の稟議手続について

当社は、TNW 社を含む連結子会社 12 社について、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」その他の関連規程に基づいて管理を行っている。

各社の具体的な稟議手続については、「職務決裁権限一覧表」において、案件の重要性に応じて、取締役会決議事項、社長決裁事項又は役員決裁事項等の別が定められており、あわせて当社への報告の要否も規定されている。

「50 万円以上の広告宣伝費の承認」については、平成 28 年 7 月 31 日までは、連結子会社の社長決裁事項であり、当社への報告は必要のない事項であったが、平成 28 年 8 月 1 日に行われた決裁権限の改訂（本件不適切会計処理とは無関係に行われている）によって、連結子会社の社長決裁事項かつ当社への報告事項と改められている（なお、この決裁手続自体は、TNW 社と他の連結子会社とで違いはないが、上述したように、他の連結子会社においては、当社の取締役が連結子会社の代表取締役社長として決裁を行っていたため、事実上、当社の管理が行き届いていた）。

この点、本件不適切会計処理に関連して、「50 万円以上の広告宣伝費の承認」については、TNW 社の業種や規模に鑑みると、通常の業務運営に属する事項であり、TNW 社の社長決裁事項とし当社への報告を不要としていたことについて、体制自体に問題があったとは評価できない。

(ウ) グループ会議の開催・数値目標について

当社においては、原則として月に 1 回、「グループ会議」を開催して、グループ各社の部門責任者から、経営上の重要事項（各社の数値目標及び達成状況を含む）に関する報告を受けている。

数値目標について、グループ各社は、事業年度の当初に予算を作成し、当該予算で掲げた数値を目標としている。特殊な事情変動があった場合は別として、事業年度途中での予算の大幅な修正は基本的に行われなことから、実績値が数値目標と乖離していくケースもあった。

この点に関して、グループ各社の経営陣においては、特に事業年度途中で実績値と数値目標の乖離が進むような状況下では、数値目標の達成に関して相応のプレッシャーを感じていたことが見受けられるが、当社の経営陣から過度な圧力（数値目標不達成の場合の過度な叱責・報酬の減額など）が加えられたよ

うな特別な事情は見当たらなかった。

(エ) グループ各社の管理業務の処理について

TNW 社以外の連結子会社については、経理・財務・総務・労務等といった管理業務について、株式会社ジーエートラストが一括して受託して処理しているが、TNW 社については、管理業務を自社内で処理している。

当社グループは、当初、トラストパーク株式会社と TNW 社の 2 社体制 (TNW 社はトラストパークの子会社) であったところ、TNW 社は不動産業務を展開していたため、トラストパークの経理担当者とは別に、不動産実務に長けた経理担当者を置いていたが、その後連結子会社となった他社については、TNW 社と比較して規模が小さかったため、トラストパークの経理担当者が兼任していた。このような経緯を受けて、当社設立後も、TNW 社以外の連結子会社についてはトラストパークの管理部門が管理業務を行い (その後、株式会社ジーエートラストに業務を移管した)、TNW 社については引き続き自社内で管理業務を行うこととなったものである。

以上の点について、当社のグループ管理として、他の連結子会社に対する管理より TNW 社に対する管理が相対的に弱かったとも評価できるが、子会社の管理業務について子会社内で一次的に処理すること自体は何ら特殊なものではなく、体制自体に問題があったとは評価できない。

(2) 甲社に対する業務委託・広告宣伝費の支払い

ア 甲社に対するハウスエージェンシー業務の委託

TNW 社は、ウォーター事業において水素水の通信販売を行っているところ、その広告宣伝に関しては、甲社との間でいわゆるハウスエージェンシー契約を締結し、各種広告媒体に関する企画から制作までを広く甲社に一任していた。

なお、甲社の売り上げの殆どは TNW 社からの広告宣伝費であり、甲社の経営は TNW 社に大きく依存していたといえる。

イ 各種広告媒体による広告宣伝の実施

TNW 社は、事業年度の初めに当該年度における甲社に対する発注見込額 (予算) について甲社に提示し、甲社は当該予算を前提に各種の広告媒体に関する企画を行って TNW 社に提案し、TNW 社の上承を得た上で、広告宣伝を実施する。

もっとも、甲社に対して広告宣伝の実施に関する業務を広く一任していたため、甲社の実質的な裁量が広範であり、個々の広告宣伝の実施についてはもちろん、広告宣伝全体の方針の決定や総量の調整に関しても、TNW 社自身における検討・

意思決定が十分なされていなかったことが見受けられる。

各種広告媒体の概要及び広告宣伝費の考え方は、以下のとおりである。なお、以下の計算方法等の詳細について、TNW 社と甲社との間で明確に合意された書面は存在しない。

① SEM (サーチエンジンマーケティング)

リスティング広告 (インターネットの検索エンジンによるキーワード検索に連動して表示される広告) や、検索エンジン最適化 (インターネットのサーチエンジンの検索結果を上位表示するために施策を実施すること) といったインターネットを利用した広告宣伝方法。

当月のクリック数 (TNW 社の広告がクリックされた数) に対し、TNW 社と甲社とで合意した単価を掛け合わせることで、TNW 社が甲社に対して支払うべき広告宣伝費が算定される。

② アフィリエイト

アフィリエイトがインターネット上のウェブサイト等に広告を掲載して、当該広告を経由して顧客から注文がなされた場合に、アフィリエイトに対して報酬が支払われる広告宣伝の仕組み。

当月の注文確定数 (顧客の注文数のうちキャンセル等を控除した数で甲社が承認したもの) に対し、TNW 社と甲社とで合意した単価を掛け合わせることで、TNW 社が甲社に対して支払うべき広告宣伝費が算定される。

③ ラジオ

ラジオの番組内外において放送される広告宣伝。

広告宣伝費は、甲社が広告代理店等と合意した価格をもとに TNW 社と甲社とで合意して決定される。放送が複数月に跨る場合には、放送回数で按分して費用計上すべきものである。

④ DM

顧客に対して商品案内等のDMを郵送する広告宣伝。

広告宣伝費は、印刷代等の実費をもとに TNW 社と甲社とで合意して決定される。DM の発送が複数月に跨る場合には、発送件数で按分して費用計上すべきものである。

ウ 甲社に対する広告宣伝費の支払い

甲社に対する広告宣伝費の支払いについては、毎月末日で締め、翌月上旬の会

議において甲社が当月の広告宣伝の実績を報告し、当該実績をもって当月の広告宣伝費を確定して、甲社が TNW 社に対して請求書を交付し、TNW 社が翌月 20 日までに支払いを行うことになっていた。

(3) 本件不適切会計処理に関する事実関係

ア 本件不適切会計処理の概要及び金額

本件調査により本委員会が認定した不適切な会計処理は、以下の 4 件である。
なお、金額はいずれも税別である。

① 平成 27 年 12 月の広告宣伝費 (SEM・アフィリエイト) の繰延べ

平成 27 年 12 月の広告宣伝費として計上すべき 2300 万円 (SEM : 1000 万円、アフィリエイト : 1300 万円) について、平成 28 年 1 月の広告宣伝費として繰延べて会計処理を行った (以下「本件不適切会計処理①」という)。

② 平成 28 年 3 月～6 月の広告宣伝費 (ラジオ) に関する不適切な会計処理

総額 2500 万円のうち、放送回数による按分によって平成 28 年 3 月に計上すべき 666 万 6666 円について、同月には計上せず、平成 28 年 4 月以降の広告宣伝費として繰延べて、平成 28 年 6 月までに会計処理を行った (以下「本件不適切会計処理②」という)。

③ 平成 28 年 4 月～6 月の広告宣伝費 (アフィリエイト) の繰延べ

平成 28 年 4 月～6 月の広告宣伝費として計上すべき 1200 万円について、平成 28 年 7 月～9 月の広告宣伝費として繰延べて会計処理を行った (以下「本件不適切会計処理③」という)。

④ 平成 28 年 6 月の広告宣伝費 (DM) の繰延べ

平成 28 年 6 月の広告宣伝費として計上すべき 299 万 3000 円について、平成 28 年 7 月の広告宣伝費として繰延べて会計処理を行った (以下「本件不適切会計処理④」という)。

イ 本件不適切会計処理に至った事実経緯

① 本件不適切会計処理①

平成 27 年 12 月中旬頃、TNW 社の A 社長は、当月の広告宣伝費が予想以上の金額となる見込みであることを認識し、第 2 四半期 (上半期) 決算にお

ける TNW 社の業績数値が悪化することが懸念されたため、B 部長に対して「何とかならないか」との旨を述べた。

これを受けて、B 部長は、甲社側に「予算がない」と伝えて調整を依頼し、その後の協議の結果、本来 12 月の広告宣伝費として処理すべき 2300 万円（SEM：1000 万円、アフィリエイト：1300 万円）について、平成 28 年 1 月の広告宣伝費に繰り延べて処理することを合意した。

甲社は、かかる合意に従って、上記 2300 万円について、平成 28 年 1 月の日付けでの請求書を TNW 社に交付し、TNW 社はこれに基づき支払いを行い、平成 28 年 1 月の広告宣伝費として処理した。

以上の処理について、B 部長は「繰延べの認識はあった」「最終的な処理については A 社長に報告した」旨を述べており、A 社長は「明確な記憶はないものの報告を受けていると思う」旨を述べている。また、B 部長及び A 社長とも「一事業年度中に処理できるのであれば大きな問題ではないと認識していた」と述べている。

② 本件不適切会計処理②

平成 28 年 3 月 22 日から平成 28 年 6 月 27 日にかけて、株式会社ニッポン放送とのタイアップ企画として、ラジオ番組の中で TNW 社のトラストウォーターの宣伝が行われた。

この件の広告宣伝費 2500 万円に関し、当初は平成 28 年 3 月の広告宣伝費として 1000 万円ないし 500 万円を処理するとの話もあったが、最終的には TNW 社と甲社の協議によって、平成 28 年 3 月には計上せず、平成 28 年 4 月以降の広告宣伝費として繰延べて、平成 28 年 6 月までに処理された。

以上の処理について、本来は 2500 万円について各月の放送回数により按分して計上すべきであり、平成 28 年 3 月については 666 万 6666 円を計上すべきであった。

もっとも TNW 社及び甲社の関係者はいずれも「2500 万円の分割方法については当事者間での合意によって決定できる」と誤解していたとのことであり、不当な意図をもって繰延べされたことまでは認められない。

③ 本件不適切会計処理③

平成 28 年 4 月中旬頃、期末決算における TNW 社の業績数値が悪化することを懸念した B 部長は、甲社側に対して、平成 28 年 6 月までの広告宣伝費について従前の予算から 2400 万円削減するよう依頼したが、アフィリエイトの広告掲載停止には 2 ヶ月程度を要することなどを理由に拒否された。

平成 28 年 4 月下旬、TNW 社の B 部長及び A 社長ならびに甲社の D 会

長、E 社長及び F 氏が参加した会合において、平成 28 年 4 月～6 月の広告宣伝費 1200 万円について、平成 28 年 7 月から平成 28 年 10 月までの間の広告宣伝費として繰り延べて処理することを合意した。

この「1200 万円」という金額について、TNW 社としては 2400 万円の繰延べを希望していたが、甲社から「資金繰りの観点からの限界値」として 1200 万円が提示され、決定したものである。また、平成 28 年 10 月までに処理するものとされたのは、甲社の決算期が 10 月であったためである。

その後、TNW 社の B 部長や C 係長と甲社の F 氏との間で、事務的な詰め作業が行われ、平成 28 年 4 月～6 月までの広告宣伝費として処理すべき各月 400 万円（合計 1200 万円）について、平成 28 年 7 月の広告宣伝費として 300 万円、平成 28 年 8 月の広告宣伝費として 350 万円、平成 28 年 9 月の広告宣伝費として 550 万円を計上することとなり、実際にもこのとおりの請求書の交付及び支払いが行われ、処理された。

なお、上述したように、「50 万円以上の広告宣伝費の承認」については、平成 28 年 8 月 1 日の決裁権限の改訂によって、当社への報告が必要になったが、平成 28 年 8 月及び 9 月の広告宣伝費の支払いについて、当社への報告はなされていない。

以上の処理について、B 部長は「期を跨ぐ繰延べであり、やってはならないこととの認識はあったが、前期も TNW 社の業績数値が悪くて迷惑をかけたため、今期こそは結果を出さなければならないと思った」「最終的な処理については A 社長に報告した」旨を述べている。

A 社長も「平成 28 年 4 月～6 月までの 1200 万円について、平成 28 年 7 月以降に支払う必要があることは認識していた」と述べ、繰延べについての認識があったことを認めている。

④ 本件不適切会計処理④

TNW 社と甲社の協議によって、平成 28 年 6 月に DM による広告宣伝を実施することとなり、同月 22 日頃までには発送が完了した。

DM の費用（299 万 3000 円）は、本来、平成 28 年 6 月の広告宣伝費として処理すべきものであるが、TNW 社の B 部長は C 係長に対して平成 28 年 7 月の請求としてもらうよう指示し、C 係長はこれに従って甲社の F 氏に依頼し、平成 28 年 7 月 31 日付けの請求書を交付してもらい、平成 28 年 7 月の広告宣伝費として繰り延べて処理した。

以上の処理について、TNW 社の A 社長は「知らない」と述べ、B 部長も「この件は A 社長に報告していないので知らないと思う」と述べており、A 社長は認識していなかったと思料される。

2 本件不適切会計処理の発生原因

(1) 本件不適切会計処理の動機及び背景

ア 数値目標の達成に関するプレッシャー

上述したように、グループ各社の経営陣において相応のプレッシャーを感じていたことが見受けられるが、B部長が述べるように、TNW社においても例外ではなく、本件不適切会計処理の主な動機となったと考えられる。

特にTNW社においては、平成27年6月期で数値目標を大幅に下回る結果であったことから、A社長及びB部長において平成28年6月期こそは結果を出さなければならないとの意思を強く有しており、また、実際に平成28年6月期に向けた数値目標と実績値の乖離が進む中において、その意思が「焦り」に転じ、最終的に本件不適切会計処理に至ったことが認められる。

なお、当社の代表取締役会長である渡邊靖司氏らに対するヒアリング結果を踏まえても、当社の経営陣から本件不適切会計処理を行うよう指示が行われた事実はなく、当社の経営陣が本件不適切会計処理を認識していた事実も認められない。

イ 甲社に対する広告宣伝業務の広範な一任

上述したように、TNW社は、甲社に対して広告宣伝の実施に関する業務を広く一任しており、広告宣伝全体の方針の決定や総量の調整に関して、TNW社自身における意思決定が十分なされていなかった。

TNW社自身で、業績に関する数値目標を見据えた上で、広告宣伝の総量の調整ができる状態であれば、本件不適切会計処理には繋がらなかったとも考えられる。

ウ 甲社との依存関係

上述したように、甲社の売り上げの殆どはTNW社からの広告宣伝費で、甲社の経営はTNW社に大きく依存していたため、甲社は、TNW社からの要請について広く聞き入れなければならない立場にあった。

このような両者の関係性があったからこそ、TNW社が本件不適切会計処理を実行し得たとも考えられる。

エ 広告宣伝費の計算方法等に関する書面の不存在

上述したように、個々の広告媒体に関する広告宣伝費の計算方法や実績の確定時期（広告宣伝費の支払時期）に関しては、TNW社と甲社との間で明確に合意された書面は存在しなかった。

この点の曖昧さが、TNW 社において「甲社さえ納得すれば支払時期を遅らせることができる」との意識を生み、下記「オ」で指摘する会計的知識（広告の役務提供を受けた時点で費用計上をしなければならないこと）の不十分さもあいまって、本件不適切会計処理に繋がったとも考えられる。

オ 経営陣のコンプライアンス意識・会計的知識の不十分さ

A 社長及び B 部長においては、適正な会計処理よりも自社の数値目標の達成を優先させたという点で、上場会社において適正に会計処理を行うことの重要性に関する認識や、違法な処理が当社全体に甚大な損失を発生させる可能性があることに関する認識が乏しく、コンプライアンス意識が極めて不十分であった。

また、本来は広告の役務提供を受けた時点で費用計上しなければならず、この費用計上の時期と相手方との合意に基づく支払時期とは別物であるが、A 社長及び B 部長においてはこの点の認識が欠けており、さらには「一事業年度中に処理できるのであれば大きな問題ではない」との認識もあったとのことであり、会計的知識も極めて不十分であった。

(2) 本件不適切会計処理が発覚しなかった原因

ア 当社の管理が万全でなかったこと

上述したように、TNW 社に関しては、代表取締役社長が当社の取締役を兼ねておらず、また、「50 万円以上の広告宣伝費の承認」についても TNW 社の社長決裁事項で平成 28 年 7 月 31 日までは当社への報告も不要な事項であり、さらに、経理業務も自社内で処理していたため、他のグループ各社と比較すると、相対的に当社の統制が効きづらい状態であった。

そのため、当社としては、これらに代わるような管理方法を設けるべきであったとも考えられ、その意味では当社の管理体制が「万全」でなかったことは事実であり、本件不適切会計処理が発覚しなかった原因の 1 つであると言える。

なお、上述したように、子会社の代表取締役社長について親会社の取締役が兼務しないこと、「50 万円以上の広告宣伝費の承認」について TNW 社の社長決裁事項として当社への報告を不要としていたこと、経理業務を一次的に子会社が自社で処理すること自体は、特殊ないし不適切なものとはまではいえない。また、当社の取締役が TNW 社の代表取締役会長（渡邊靖司氏）及び取締役（矢羽田弘氏）を兼務し、「グループ会議」を開催して、グループ各社の部門責任者から、経営上の重要事項（各社の数値目標及び達成状況を含む）に関する報告を受ける体制を備えていたこと等からすると、管理体制としての「不備」とまで評価できるものではない。

イ 内部通報制度が機能しなかったこと

C 係長は、B 部長の指示を受けて、本件不適切会計処理の事務手続に一部関与しているが、C 係長によると「適正な処理ではないのではないか」との疑念を有していたとのことである。

この時点で、C 係長が当社内部通報窓口に通報し、また、他の者に相談するなどしておれば、本件不適切会計処理の全部又は一部を未然に防ぐことができた可能性もあるが、そのような行動に至らなかった点については、内部通報制度が十分に機能せず、不正の可能性を認識した際に上司・同僚に相談できる職場環境・風土が欠如していたとの評価が可能である。

3 TNW 社及び他のグループ各社における類似事象の有無

(1) 調査方針

TNW 社において本件不適切会計処理が行われていたことから、類似する事象が TNW 社の他の事業及び他のグループ各社において発生している可能性を検証するため、以下のとおり調査を実施した。

(2) 調査対象会社

調査の対象会社は、TNW 社を含む当社の全ての連結子会社 12 社とした。

(3) 調査方法

ア ヒアリング・確認書による調査

グループ各社の経理担当者に対するヒアリングを実施し、平成 28 年 6 月期以降、本件不適切会計処理と類似する事象の有無、内部規程ないし会計基準に準拠していないと認められ又は懸念される事案の有無について聴き取りを行った。

また、本委員会の委員長名で、グループ各社の代表取締役社長（TNW 社については代表取締役会長）宛てに「確認書」を送付し、平成 28 年 6 月期以降、本件不適切会計処理と類似する事象の有無、内部規程ないし会計基準に準拠していないと認められ又は懸念される事案の有無、これらに該当する事案があった場合は、その内容・金額・発生時期・関係者・発生原因及び今後の改善策等について記載する形式のアンケート調査を行った。

イ 各種帳票の調査・趨勢分析

TNW 社の全事業及び当社グループの主力事業である駐車場事業については、上

記アによる調査のほか、各種帳票を調査し、平成 28 年 6 月期における売上高、平成 28 年 6 月期末における財務諸表全般の数値や指標の推移について、その増減の理由又は内訳の妥当性について分析を実施した。

(4) 調査結果

ア ヒアリングの結果

調査対象の全ての会社の経理担当者のヒアリングを実施し、本件不適切会計処理と類似する事象、内部規程ないし会計基準に準拠していないと認められ又は懸念される事案のいずれについても「なし」との回答を得た。

イ 確認書の結果

調査対象の全ての代表取締役社長 (TNW 社については代表取締役会長) から「確認書」が返送され、本件不適切会計処理と類似する事象、内部規程ないし会計基準に準拠していないと認められ又は懸念される事案のいずれについても「なし」との回答を得た。

ウ 各種帳票の調査・趨勢分析の結果

売上高のほか期末の棚卸残高の主な科目について、急激な増減等は見当たらず、いずれの会社においても特段、不自然な数値は見当たらなかった。また、財務諸表全般の数値、指標等について、異常な増減や乖離がないことを確認した。

エ 結論

以上の結果、TNW 社及び他のグループ各社において、本件不適切会計処理と類似する事象その他不適切な会計処理等の事象は確認されなかった。

第 3 再発防止策の提言

以上の調査結果を踏まえ、本委員会としては、今後、当社グループにおいて、同様な事案が発生することを防止するため、以下の措置を講ずることを提言する。

1 コンプライアンス体制の強化

(1) 当社グループ役職員の意識改革

当社グループ役職員に対するコンプライアンス教育について、入社時研修の

ほか、不定期に実施しているが、本件不適切会計処理が発生したことに鑑みて、今後は、計画的により充実した研修を行うべきである。

特に役員・管理職に関しては、違法な処理が会社全体に与える影響の重要性について十分に理解させ、コンプライアンス意識の向上を図る必要がある。

また、本件不適切会計処理は、役職員の会計的知識が不十分であったことも原因の1つと考えられることから、会計処理の知識や実務能力の向上のための研修についても行っていく必要がある。

(2) 内部通報制度の周知徹底

当社グループでは、外部の弁護士等を窓口にした社内通報制度を設けており、入社時研修のほか、社内イントラネットへの掲載等により周知しているが、今後は、他の機会も活用して、全役職員に本制度の意義・利用方法について改めて周知を徹底し、活性化に取り組む必要がある。

2 グループ会社の管理体制の強化

(1) グループ会社管理の徹底

TNW 社については、他のグループ各社と異なり、代表取締役社長が当社の取締役を兼ねておらず、経理業務も自社内で処理していたが、本件不適切会計処理が発生したことに鑑みて、他のグループ各社と同様に、TNW 社の経営に当社経営陣が直接関与し、また、経理業務を株式会社ジーエートラストに委託するなどして、管理監督を充実させる必要がある。

(2) モニタリング機能の強化

グループ会社の主要指標・数値等の動向について、親会社である当社が随時チェックを行い、関係部署で共有化する等、モニタリング機能を強化することで、不正リスクのある取引を早期発見する体制を整える必要がある。

また、モニタリング体制を実現し、有効に機能させるため、「関係会社管理規程」その他の規程の見直しを行い、改訂が必要な場合には早急に改訂し、また、これらの関係規程を確実に実施する必要がある。

(3) 数値目標達成に対するプレッシャーの合理的な緩和

本件不適切会計処理については、事業年度当初に立てた予算と実績値の乖離が進んでいくことが TNW 社の経営陣のプレッシャーとなった面が認められることから、予算については事業年度途中であってもそれまでの実績値を踏まえて随時（例えば四半期ごとに）修正することを認めるなどして、各社の経営陣の

プレッシャーを合理的に緩和すべきである。

3 監査機能の強化

(1) 内部統制評価範囲の拡大

本件不適切会計処理の発生した広告宣伝費の支払取引は、取引額の面で重要性が低かったという理由で内部統制の評価対象とはなっていなかったが、本件不適切会計処理が発生したことを受けて、内部統制の評価対象とし、業務フローを見直して、内部統制の強化を図る必要がある。

(2) 内部監査の充実

内部監査について、監査方法の改善、監査実施対象範囲の拡大、実施頻度の向上等を検討し、必要に応じて内部監査規程の改訂を行い、また、監査役との連携を緊密にし、内部監査の充実を図る必要がある。

4 取引先との関係の適正化

(1) 依存度の高い取引先との取引の適正化

取引先の売り上げの大部分を当社グループ各社との取引が占めるような場合においては、取引先への甘えや馴れ合いが手伝って、本件不適切会計処理のような不正に繋がる可能性も否定できないことから、そのような取引先との取引内容については定期的にモニタリングする必要がある。

また、今回の TNW 社の広告宣伝の実施のように、一つの取引先に広範な権限を実質的に一任してしまうと、自社のコントロールが効きづらくなるおそれがあることから、複数の業者への委託を行うなどして競争原理を維持し、取引の合理性・健全性を保つ必要がある。

(2) 契約書面の締結

各種取引における対価の決定方法や支払時期等の重要事項については、取引先との間で契約書面を締結して明確にし、契約書面の内容に沿って取引を行うことで、曖昧さを排除し、取引先との馴れ合いによる不正を未然に防ぐ必要がある。

第4 関与者・TNW 社の他の役員・当社の役員の責任

1 関与者の責任

(1) A 社長

A 社長は、本件不適切会計処理①に関しては、B 部長から報告を受けて認識していたものと認められ、本件不適切会計処理③に関しては、繰延べ処理を合意した甲社側との会合に参加しており、また、最終的な処理についても B 部長から報告を受けて認識していたものと認められる。

言うまでもなく、A 社長は、上場会社である当社のグループ会社の代表取締役社長として、TNW 社において適正な決算・財務報告を行うという責務を有するところ、本件不適切会計処理に関する A 社長の行為がかかる基本的な責務に反するものであることは明らかであり、厳正な処分が必要であると思料する。

(2) B 部長

B 部長は、本件不適切会計処理①、本件不適切会計処理③及び本件不適切会計処理④に関する実行役である。

私利私欲のために行ったものでないなど酌むべき点はあるが、違法行為を行わないという従業員としての当然の義務に反する行為であることは明らかであり、厳正な処分が必要であると思料する。

(3) C 係長

C 係長は、本件不適切会計処理③及び本件不適切会計処理④について、B 部長の指示を受けて、これらの事務手続に関与した。

「適正な処理ではないのではないか」との疑念を有しながら、内部通報窓口に通報するなどの対応をとらなかった点に落ち度があることは否定できないが、上司の命令に背くことの困難さなど酌むべき点は多く、注意処分ないし軽度の懲戒処分に留めるべきである。

2 TNW 社の他の役員及び当社の役員の責任

(1) TNW 社の他の役員

甲社に対する広告宣伝費の支出については、代表取締役社長の決裁事項であり、取締役会に上程されない事項であるから、本件不適切会計処理については、特段の事情がない限り、TNW社の他の取締役及び監査役における監視・監督義務違反とはならないと考えられる。

この点、TNW社において過去に同様の不正行為が行われたことはなく、また、本件不適切会計処理について何らかの具体的な兆候があったとも認められない。TNW社代表取締役会長である渡邊靖司氏及びTNW社取締役である矢羽田弘氏に対するヒアリング結果を踏まえても、TNW社の他の役員において本件不適切会計処理に関する認識又は認識可能性があったとは認められず、監視・監督義務違反は認められなかった。

もともと、特に取締役については、本件不適切会計処理によるTNW社の損失の大きさに鑑みて、経営責任の観点から、報酬の自主的返納などを検討する余地はあると思われる。

(2) 当社の役員

上述したとおり、子会社の代表取締役社長について親会社の取締役が兼務しないこと、「50万円以上の広告宣伝費の承認」についてTNW社の社長決裁事項として当社への報告を不要としていたこと等について、管理体制としての「不備」とまで評価できるものではない。

この点、渡邊靖司氏は当社の代表取締役会長とTNW社の代表取締役会長を兼務し、矢羽田弘氏は当社の専務取締役とTNW社の取締役を兼務し、江口秀人氏は当社の監査役とTNW社の監査役を兼務しており、特にこれらの兼務役員は、TNW社に対する一般的な管理監督責任があるところではある。

しかしながら、当社及びグループ各社において過去に同様の不正行為が行われたことはない上、本件不適切会計処理は、代表取締役社長らが、取引先と通じて繰延べ処理を行うことを合意し、取引先から繰延べ処理に整合する請求書を出させるという巧妙な手法で行われており、何らかの具体的な兆候があったとも認められない。また、当社代表取締役会長である渡邊靖司氏及び当社代表取締役社長である喜久田匡宏氏らに対するヒアリング結果を踏まえても、当社の役員において本件不適切会計処理に関する認識又は認識可能性があったとは認められない。

従って、上記の兼務役員も含めて当社の役員において本件不適切会計処理を認識できなかったことについて任務懈怠があったとは評価できない。

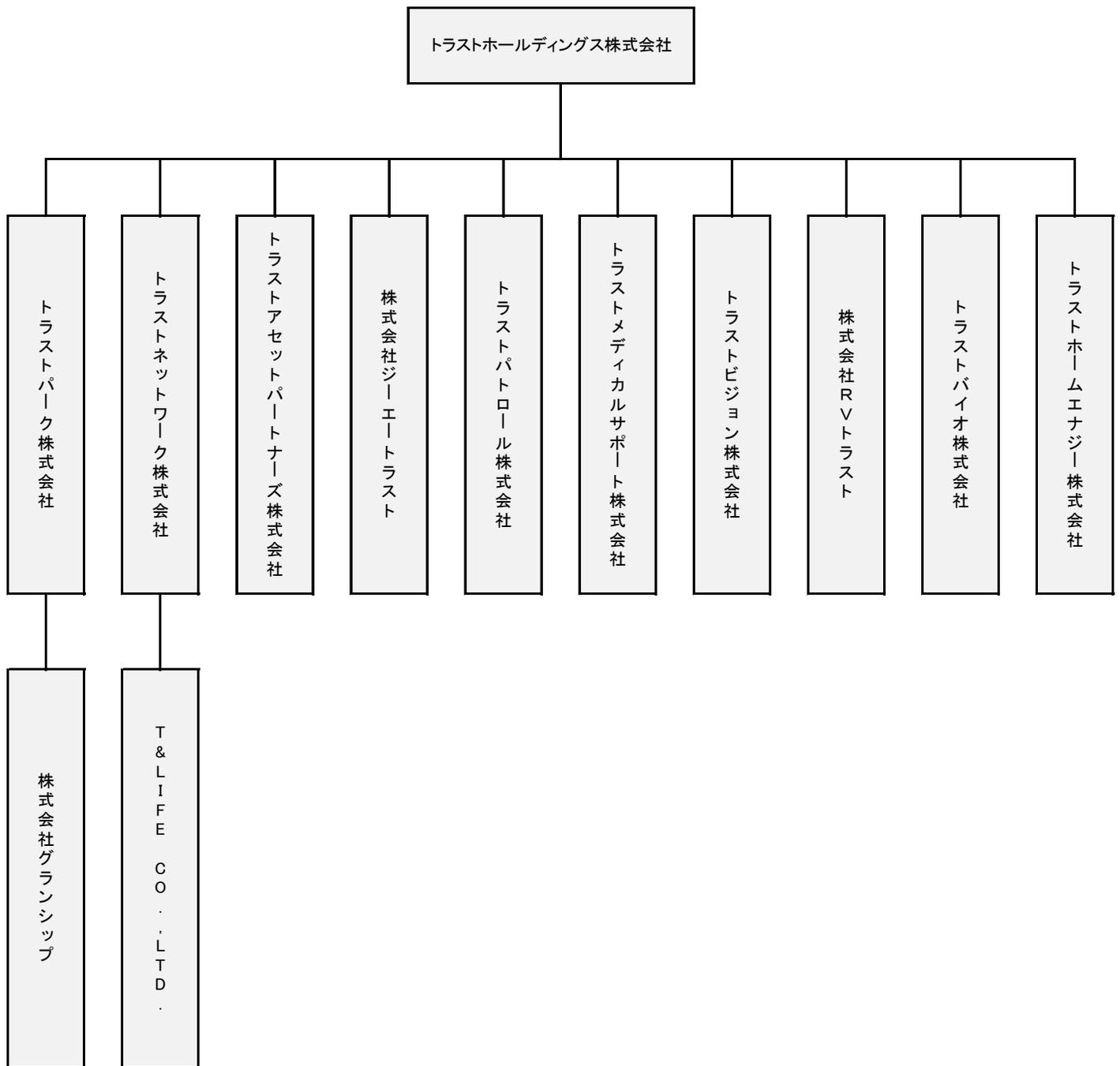
もともと、特に代表取締役については、本件不適切会計処理による当社の損失の大きさに鑑みて、経営責任の観点から、報酬の自主的返納などを検討する余地はあると思われる。

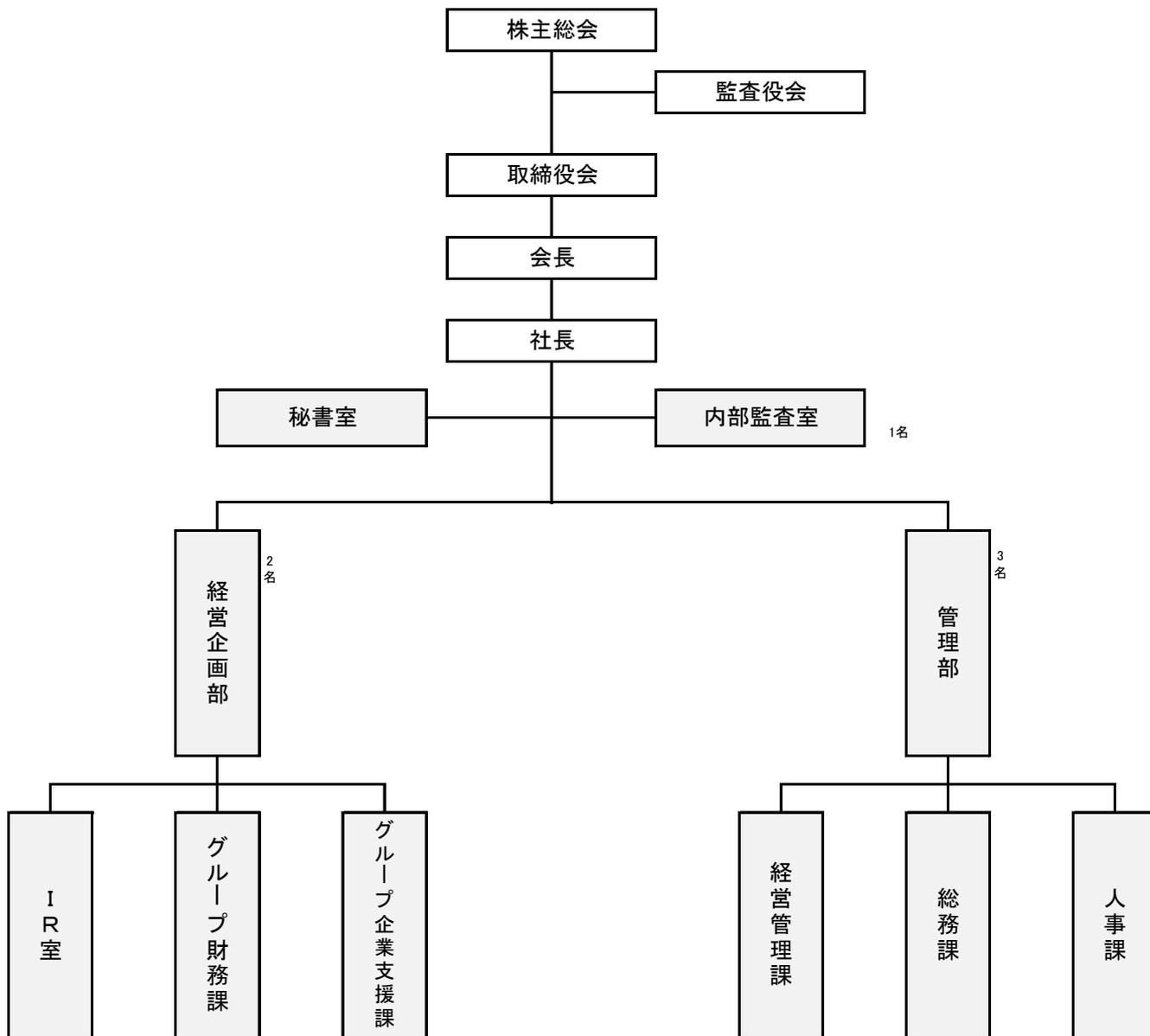
以 上

別紙1

組織図(トラストグループ)

平成28年10月1日時点





別紙3

組織図(トラストネットワーク株式会社)

平成28年10月1日時点

